［トータルサポートコース］

短答エミネント講座 教材

text

講座の要となるオリジナルテキスト。合格へ導く仕掛けが凝縮されています!

学習経験者の逐条学習に合わせた
濃淡のオリジナル編集で、
コンパクトなテキストを実現!

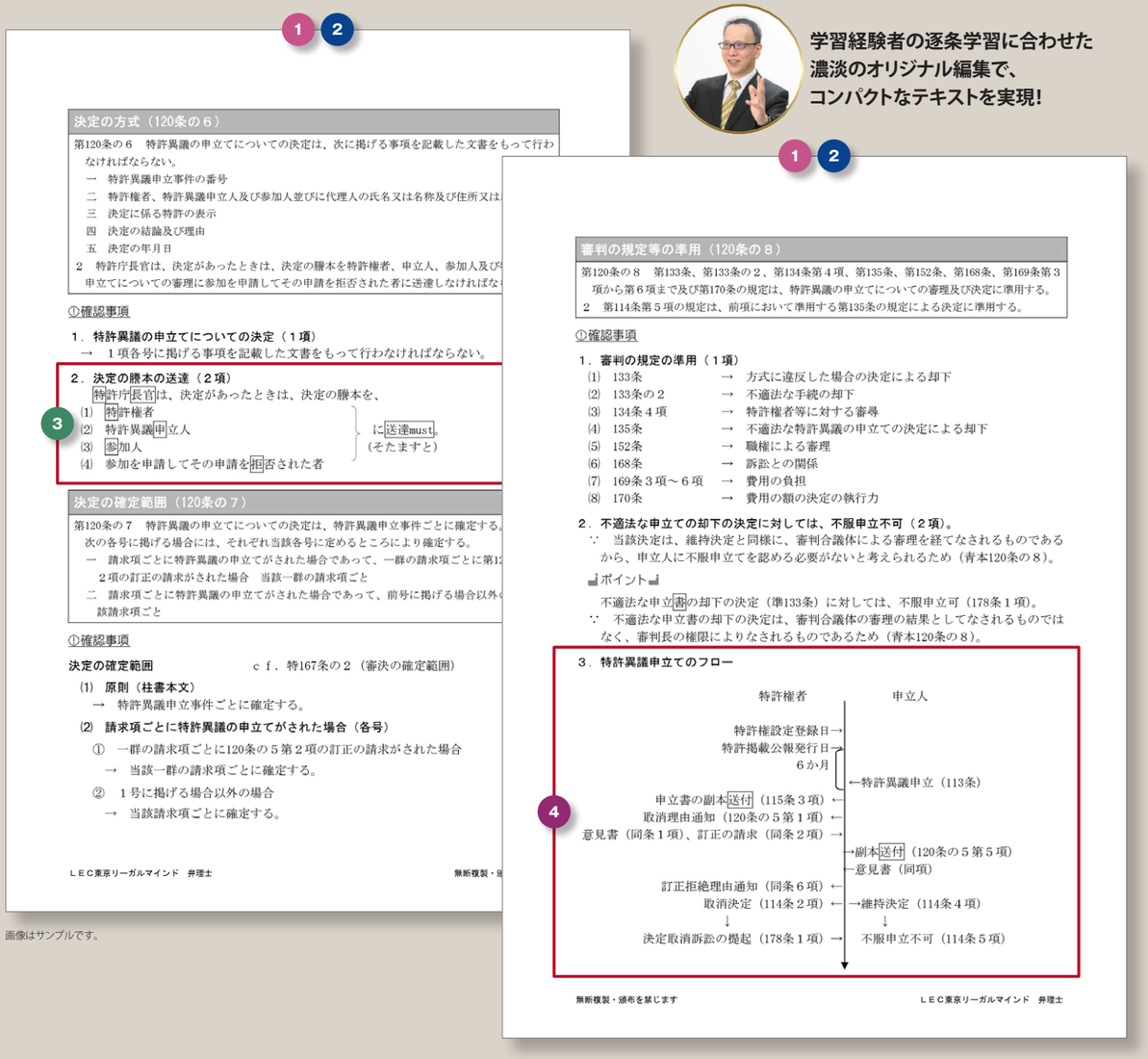

決定の方式（120条の６）

第120条の６　特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。
一　特許異議申立事件の番号
二　特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は
三　決定に係る特許の表示
四　決定の結論及び理由
五　決定の年月日
２　特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を特許権者、申立人、参加人及び
申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければな

①確認事項

１．特許異議の申立てについての決定（１項）
→　１項各号に掲げる事項を記載した文書をもって行わなければならない。

２．決定の謄本の送達（２項）
特許庁長官は、決定があったときは、決定の謄本を、
(1) 特許権者
(2) 特許異議申立人
(3) 参加人
(4) 参加を申請してその申請を拒否された者
に送達must。（そたますと）

決定の確定範囲（120条の７）

第120条の７　特許異議の申立てについての決定は、特許異議申立事件ごとに確定する。
次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。
一　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であって、一群の請求項ごとに第12
２項の訂正の請求がされた場合　当該一群の請求項ごと
二　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であって、前号に掲げる場合以外の
該請求項ごと

①確認事項

決定の確定範囲　　cf．特167条の２（審決の確定範囲）

(1) 原則（柱書本文）
→　特許異議申立事件ごとに確定する。

(2) 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合（各号）
①　一群の請求項ごとに120条の５第２項の訂正の請求がされた場合
→　当該一群の請求項ごとに確定する。
②　１号に掲げる場合以外の場合
→　当該請求項ごとに確定する。

LEC東京リーガルマインド　弁理士　　無断複製・

審判の規定等の準用（120条の８）

第120条の８　第133条、第133条の２、第134条第４項、第135条、第152条、第168条、第169条第３項から第６項まで及び第170条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。
２　第114条第５項の規定は、前項において準用する第135条の規定による決定に準用する。

①確認事項

１．審判の規定の準用（１項）
(1) 133条　→　方式に違反した場合の決定による却下
(2) 133条の２　→　不適法な手続の却下
(3) 134条４項　→　特許権者等に対する審尋
(4) 135条　→　不適法な特許異議の申立ての決定による却下
(5) 152条　→　職権による審理
(6) 168条　→　訴訟との関係
(7) 169条３項～６項　→　費用の負担
(8) 170条　→　費用の額の決定の執行力

２．不適法な申立ての却下の決定に対しては、不服申立不可（２項）。
∵　当該決定は、維持決定と同様に、審判合議体による審理を経てなされるものであるから、申立人に不服申立てを認める必要がないと考えられるため（青本120条の８）。

ポイント

不適法な申立書の却下の決定（準133条）に対しては、不服申立可（178条１項）。
∵　不適法な申立書の却下の決定は、審判合議体の審理の結果としてなされるものではなく、審判長の権限によりなされるものであるため（青本120条の８）。

３．特許異議申立てのフロー

特許権者　　申立人
特許権設定登録日→
特許掲載公報発行日→
６か月
←特許異議申立（113条）
申立書の副本送付（115条３項）←
取消理由通知（120条の５第１項）←
意見書（同条１項）、訂正の請求（同条２項）→
→副本送付（120条の５第５項）
←意見書（同項）
訂正拒絶理由通知（同条６項）←
取消決定（114条２項）←　→維持決定（114条４項）
↓　　↓
決定取消訴訟の提起（178条１項）→　不服申立不可（114条５項）

無断複製・頒布を禁じます　　LEC東京リーガルマインド　弁理士

画像はサンプルです。

A5サイズ7冊の一問一答集が
総問題数約3,500問にボリュームアップ!

先願（39条）

第39条　同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。
２　同一の発明について同日に二以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議に
一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず
をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができ

７　特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないと
又は４項の協議が成立しなかったものとみなすことができる。

１項：「特　vs　特」　…　異日出願の場合、早く出願した者勝ち
２項：「特　vs　特」　…　同日出願の場合、協議で決めた者が特許を受けられ
３項：「特　vs　実」　…　実よりも先に特を出願した場合に特許を受けるこ
４項：「特　vs　実」　…　同日出願の場合、協議で決めた者が権利取得し得る
５項：放・取・却・拒査審確定　…　先願の地位なし（５項本文）。
同日協議不能不調で拒絶された場合or特許された場合…先願地位あり
６項：同日出願の場合における協議命令　(must)　by　長官
７項：届出がないときは、協議不成立擬制　(can)　by　長官
【参考：H23 改正にて旧 39 条６項を削除した理由】〈冒認出願の先願の地位〉
従来、冒認出願には「先願の地位」がなかったが、H23 改正にて、真の
条の移転請求を認めることとしたため、ダブルパテント防止の観点から、同
旧６項を削除し、冒認出願に「先願の地位」を認めることとした。もっとも、
による拒絶が確定すれば、先願の地位を失う（39 条５項本文）。

無断複製・頒布を禁じます　　LEC東京リーガルマ

先願（７条）

第７条　同一の考案について異なった日に二以上の実用新案登録出願があったときは、最先の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。
２　同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願があったときは、いずれも、その考案について実用新案登録を受けることができない。
３　実用新案登録出願に係る考案と特許出願に係る発明とが同一である場合において、その実用新
６　特許法第39条第４項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、実用新案登録出願人は、その考案について実用新案登録を受けることができない。

１項：「実　vs　実」　…　異日出願の場合、早く出願した者勝ち
２項：「実　vs　実」　…　同日出願の場合、いずれも実案登録を受けることができない。
→　同一の考案について異なった日又は同日に出願がされた場合、それぞれの出願は、設定登録がされ（14 条２項）、無効理由（37 条１項２号）を有することとなる。
→　一方又は他方の権利が訂正された場合には、遡及的に非同一の考案についての実用新案登録出願が行われたこととなり（14条の２第11項）、無効理由が解消することがある（青本７条参照）。
３項：「実　vs　特」　…　特より先に実を出願した場合に実案登録を受けられる。
４項：特or実が放・取・却　…　先願の地位なし。
５項：特の拒絶が確定　…　先願の地位なし。ただし、例外あり（５項但書）。
６項：特 39 条４項の協議不調・不能　…　実用新案登録を受けることができない。
→　特許出願人に協議命令がされ（特39条４項・６項・７項）、協議不成立・不能の
（特49条２号）・異議理由（特113条２号）・無効理由となる（37条
条１項２号）。
ち技術評価（12 条１項）の対象となるもの】

□□□674
審判長は、審判請求書の要旨を変更する補正を許可するときは、必要
その補正に係る手続補正書の副本を被請求
定して、答弁書を提出する機会を与えなけ

□□□675
拒絶査定不服審判、特許無効審判、延長
びにこれら審判の確定審決に対する再審の
審判長は、当事者及び参加人を審尋するこ

一問一答集

■■■674　×
補正後においても答弁や訂正をさせるまでもなく無効審判請求に理由がないと認められるなど、被請求人の防御の機会という観点から答弁機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、答弁の機会を（青本特 134 条２項但書）。

■■■675　○
審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる（特134 条４項）。さらに、この規定は再審においても準用されている（特 174 条１項～４項）。【H23-55-2】

1 まずは条文

短答試験では「条文に始まり、条文で終わる」と言われるように、条文の正しい知識が要求されます。そのため、まず条文を挙げた上で確認事項を掲載しています。条文によって、講義で濃淡をつけながら学習していきます。

2 関連知識は一覧で

テキストには必要な情報のみを集約し、関連知識を極力見開きで理解できるよう、一覧性を確保した構成で編集しています。これをベースに、講義中にカラーペンとカラーマーカーで仕上げていくことによって、条文をビジュアル的に理解でき、知識が脳裏に焼き付きます。

3 宮口流語呂合わせ!

宮口講師オリジナルの語呂合わせのテクニックも掲載。覚えにくい条文もテクニックを駆使して攻略するのが宮口流です。即興演奏ならぬ、即興語呂合わせが飛び出すのも宮口講義の醍醐味です。

4 図解を豊富に

確認事項には、時系列や表などの図解を豊富に用いて解説。受験生が躓きやすいポイント等において、右脳でイメージしながら左脳で理解できるよう工夫を施しています。

5 renewal 同じ内容の条文はまとめて学習

それぞれの科目にある同じような条文は、科目を超えてまとめて学習できるようにテキストを編成。学習経験者だからこそできる学習の効率化を実現しています。

6 renewal 論文、口述まで使える秘密兵器

『一問一答集』は携帯しやすい A5 サイズ。見開きで問題と解答が確認できる構成となっていますので、スキマ時間に解答力を磨くアイテムとして最適です。理由付けもしっかりしているので、短答だけでなく、論文、口述と最終合格まで使い込めます。さらに今年は 3,500 枝までボリュームアップ。